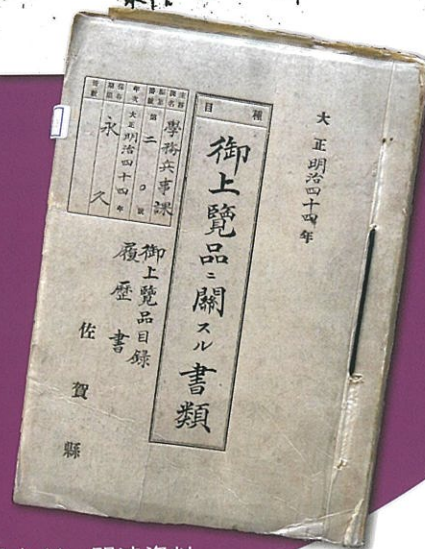
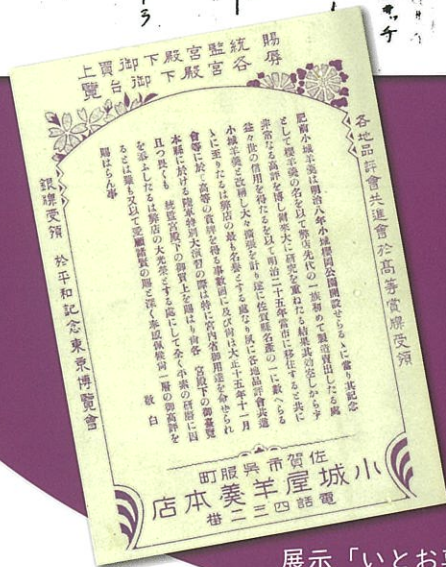
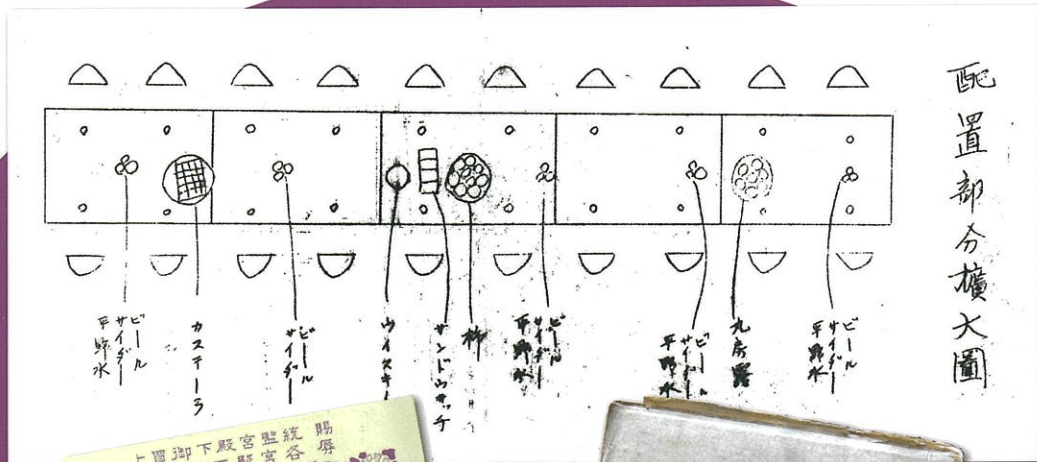


佐賀県公文書館だより

第7号 令和3年3月



展示「いとお菓子さが」関連資料

～ 目次 ～

- 令和2年度展示報告
 - I 明治・大正期の宗教・・・・・・・・・・・・・2
 - II “さが”のための公共建築・・・・・・・・・・・・・3
 - III いとお菓子さが・・・・・・・・・・・・・4
- Q & A、活動報告・・・・・・・・・・・・・5
- ご利用案内、所蔵・利用状況・・・・・・・・・・・・・6

I 「明治・大正期の宗教

―時代の転換と人々の信仰―

令和二年七月二日～九月二十二日

平成二十八年度に開催した「明治期の神社」展に続き、近代宗教史に着目した展示を開催しました。

一、仏教

日本は古来より、神道と仏教を共生させた神仏習合の信仰形態でしたが、明治政府は神道と仏教を切り離し、神道を国家の祭祀（宗教）として確立させようとした。

慶応四（明治元、一八六八）年、

政府はいわゆる神仏分離令を出し、僧侶を還俗させ、神社から仏教的要素を排除させます。県内でも鹿島祐徳院（鹿島市）が寺号をやめ、祐徳稻荷神社となったり、櫛田宮（神埼市）の本地仏が町内の別の場所へ遷座されたりしました。神仏分離令をきっかけとして、寺院や仏像等が破壊される廃仏毀釈運動が全国各地で起こり、仏教界に大きな打撃を与えました。

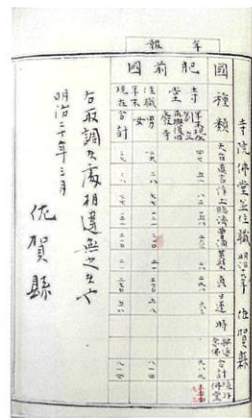
神仏分離後、社寺行政を執行するために、まず社寺の実態を把握することが必要となります。政府は地



寺院明細簿

方庁に寺院の所在地、本尊、由緒、規模等を調べさせ、明細簿（明細帳）にまとめさせました。

また、明治十九（一八八六）年の報告によると、佐賀県内の寺院仏堂総数は九八九カ寺で、臨済宗、曹洞宗、浄土真宗が百カ寺以上の寺院数を有していました。



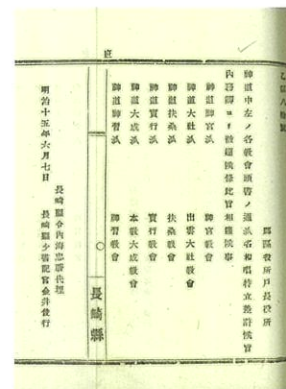
寺院仏堂並住職年報

二、教派神道

幕末から明治にかけ、神道を基調としつつ、儒教や仏教などの多様な要素を持つ新しい宗教が登場します。これらは、特定の組織者・創唱者を中心として教説や宗教体験に従う信者からなる組織宗教で、明治維新という大きな時代の転換期に民衆の心をとらえました。

明治十五（一八八二）年、政府は神道事務局（準公的な中央機関）に

属していた広義の神道系の新宗教の別派独立を推進し、さきに独立していた黒住教と神道修成派も含め、教派神道としました。



別派独立を許可された宗教についての通達

政府は、神道を国家の祭祀をつかさどる神社神道と一般宗教である教派神道に分離させ、神社神道を一般の宗教とは異なるものと位置づけた。

宗教団体が施行される昭和十五（一九四〇）年までに教派神道として公認された十四教のうち、明治三十二（一八九九）年に解散して財団法人となった神宮教を除く十三教が教派神道十三派と呼ばれました。

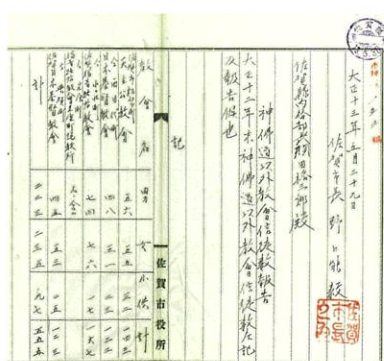
三、キリスト教

政府は神道国教化政策を進めるため、明治維新後もキリスト教を禁止していましたが、文明開化の波や西欧諸国の外交的圧力もあり、明治六（一八七三）年にキリスト教禁止の高札を撤廃します。新しく伝来した

プロテスタント教会系は、士族階級の若者に受け入れられました。

明治二十二（一八八九）年、大日本帝国憲法が發布され、第二十八条の中で信教の自由が定められますが、神社神道（国家神道）に背かない範囲での信教の自由が認められていたにすぎませんでした。

明治三十二（一八九九）年、内務省令第四十一号の中で、キリスト教は神仏道以外の宗教に列せられ、公認宗教となりましたが、布教や教会設立について文部省および地方庁の許可・取調べを受けることが定められていました。



佐賀市から県へ提出された神仏道以外教会信徒数報告

その後、昭和十五（一九四〇）年施行の宗教団体法で、日本天主教（カトリック）と日本基督教団（プロテスタント）が教団として認定されました。

II 「ざが」のための公共建築

「未来を描いた建築家たち」

令和二年九月二十六日

同三年一月十一日

県内の公共施設の設計には、戦後建築史に名を残す多くの建築家たちが携わっています。今回は、建設時の文書や図面等を展示し、彼らが設計に込めた想いをご紹介します。

一・昭和モダニズム建築

二十世紀初頭、西洋を中心に、装飾性豊かな建築様式を抜け出し、人の生活に根差した機能的かつ合理的な建築の追求を目指そうとするモダン・ムーブメントが起こります。



作 昭和初期には日本でも建築理念の主流となり、戦後復興の中で、社会基盤の元として浸透していきました。この頃、県内で

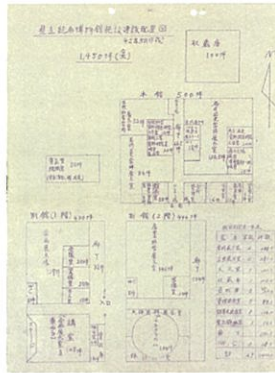
計画された主要な公共施設の多くを共同で設計したのが、高橋誠一と内田祥哉です。 ※誠は青備に光

昭和三十七（一九六二）年に竣工

した県立図書館も彼らの手によるもので、一年の歳月をかけて佐賀の風土を考慮しながら設計されました。

二・博物館ができるまで

昭和四十年代、近代化の歩みを正しく評価しようとする動きが盛り上がり、全国規模で明治維新百年記念行事・事業の実施が計画されます。この事業の一つとして県が着手したのが、県立博物館の建設でした。



県立総合博物館施設建設設置図

設計依頼を受けた高橋と内田は、博物館が発展の原点となるようにとの願いを込め、十字構造が空に向かつて広がっていくプランを生み出します。一辺二メートルの十字形プレキャストコンクリートの梁を連結させるプレグリッドシステムも導入し、大変な難工事となりました。内田は当時の対談で「近代的博物館にふさわしい現代の最先端技術を使った工芸品だと思う」と語っています。

県立博物館は昭和四十五（一九七〇）年に竣工し、翌年、日本建築学会賞作品賞を受賞しました。

三・佐賀が生んだもう一人の建築家村野藤吾

佐賀出身の建築家というと辰野金吾や曾禰達蔵が有名ですが、もう一人、巨匠と謳われ、今もなお人気の高い建築家があります。村野藤吾です。

村野は明治二十四（一八九一）年、東松浦郡満島村（現・唐津市）に生まれます。生後間もなく漁師の家に預けられ、十二歳までここで過ごしました。晩年の手記で「自分の人生観は、この赤貧洗うが如き漁師の家で培われた」と、自然と愛情に包まれて過ごした佐賀での幼少期を振り返っています。



満島全図

その村野が県内で唯一手掛けた建築が、昭和五十四（一九七九）年に竣工した県職員研修所（現・県自治修習所）・県教育センターです。

山の斜面に沿って施設を取り囲むように配された車道や、テラス、外部階段等は、豊かな自然との調和を見せ、今もなお、村野の美学が行き

渡った建築群となっています。

四・建築の再評価と継承

昭和五十年代、装飾性の復権を唱える動きが活発化し、幾何学的で自由な建築が急増する中、モダニズム全盛期には批判を浴びることもあった建築家たちが再評価されました。

自らの美学を貫いた村野や、建築に人間性を与えようとした今井兼次（大隈重信記念館を設計）ら、モダニズムの枠に囚われない設計を行ってきた建築家たちです。

現在、昭和モダニズム期に設計された建築は、老朽化が進み、解体の危機にさらされています。そんな中、質の高いモダニズム建築に対しては、利活用を含んだ保全を試みようとする動きも年々高まっています。

モダニズム建築理念の普及を先導した坂倉準三設計の県体育館（現・市村記念体育館）も、明治維新一五〇年記念事業においてメインパビリオンとして活用され、今後の利活用についても有識者による利活用検討委員会等で検討が進められています。



模型 県体育館

等々

Ⅲ 「いとお菓子さか

ーシユガーロードと銘菓ー

令和三年一月十五日～四月四日

昨年六月に、長崎街道「シユガーロード」が文化庁『日本遺産』に認定されたことを記念して、丸ぼうろや羊羹についての資料、お菓子に関する公報、県ゆかりの製菓創業者に関連する所蔵資料を紹介しました。

一.「シユガーロード」と佐賀

江戸時代の鎖国体制下で、長崎を通して外国から砂糖が輸入されると街道を通して全国へと流通しており、街道沿いの各地域で菓子文化・砂糖文化が根付いたことから、長崎街道は「砂糖の道」シユガーロードとも言われています。

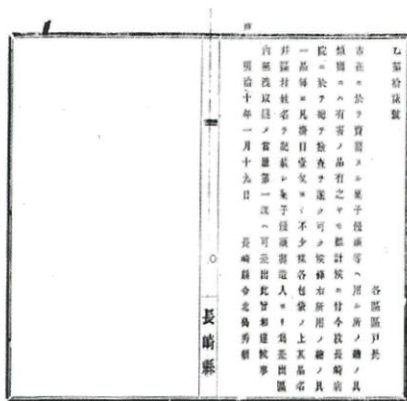
そして、佐賀県は長崎街道沿いで砂糖が手に入りやすかっただけでなく、小麦をはじめ、菓子作りのための材料が地域で広く生産されていたことも菓子文化が根付いた要因のひとつではないかとも言われています。



佐賀市柳町にある長崎街道の石碑

二. お菓子と公報

明治期に特に問題となっていたのが、お菓子に使用する着色料です。そこで県（当時は長崎県）では、明治十一年（一八七八）年に特定の物質を含む絵具は飲食物の色付け以外の使用に限り販売を行ってよい旨の通達が出されました。さらに明治二十一年（一八八八）年には、販売しつよい着色料や販売者届出などが定められ、これに違反した場合は処罰の対象となりました。



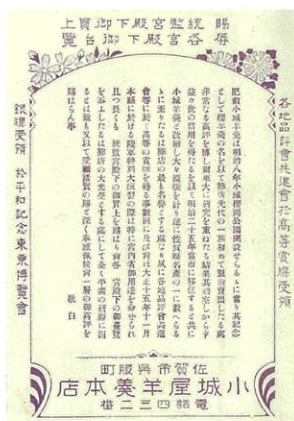
菓子饅頭へ用ル絵具取調ノ事

三. 佐賀の銘菓

佐賀の焼き菓子として、全国的によく知られているのが丸ぼうろです。十七世紀頃に肥前藩御用菓子職人・横尾市郎右衛門が、オランダ人から「ボーロ」の製法を伝えられたのが始まりと言われています。

長崎を通じて白砂糖が輸入され流

通量が増えるようになると材料を変え、卵を材料に加えたり、小麦粉等も質の良いものに変更したりするなどして改良を重ね、「丸ぼうろ」が誕生しました。



菓子屋 傳献願書類

羊羹が、県内の名産地である小城で商業的に作られ始めたのは、明治の初め頃と言われています。製造開始時期や起源については様々ありますが、いずれも明確な裏付けが取れる資料は残っていません。

現在では、県内各店舗で生産販売されている『小城羊羹』の他にも、『百合羊羹（武雄市）』、『稲荷ようかん（鹿島市）』など様々な羊羹が作られています。

四. 県出身の製菓創業者

森永太郎（一八六五～一九三七）は、伊万里市伊万里町（生家は松島町とも）の出身で、渡米して菓子製造法を習得し、帰国後に森永製菓を創業しました。森永は、故郷・伊万里発展のために、大正期には自社の練乳工場を建設した（現在は森永公

園となっている）ほか、畜産奨励のために多額の寄附を行っています。

江崎利一（一八八二～一九八〇）は、佐賀市蓮池町の出身で、栄養菓子グリコを開発、江崎商店（のちの江崎グリコ株式会社）を創業しました。江崎は戦後、佐賀の産業発展のために自社工場を建設したほか、昭和三十一年（一九五六）年には、グリコ協同乳業を設立し、佐賀の酪農発展にも力を尽くしました。

新高製菓の創業者・森平太郎（一八六九～一九四六）は現在の佐賀市富士町出身で、明治三十五（一九〇二）年頃に台湾へ渡ると、明治三十八（一九〇五）年に独立して新高製菓を創業しました。『佐賀実業大観』では「佐賀出身の製菓王」として紹介されています。新高製菓は、昭和四十六（一九七一）年に廃業となりました。

森は、昭和七（一九三二）年に北山尋常高等小学校（現在は小中一貫北山校）講堂の再建費用を全額寄附しており、北山校の校門横には森の父親の名が刻まれた頌徳碑が残されています。

小城郡北山村 森 平太郎
昭和八年七月小城郡北山尋常高等小学校講堂建築費
トシ金貳百八拾壹圓八拾五錢寄附ス

昭和八年 佐賀県公報(褒章)

Q&A

おしえて！学芸員さん

これまでに寄せられた様々な質問に、当館の学芸員がざっくばらんにお答えします。

公文書館ってどんなところ？
一般の人も利用できますか？



答え

公文書館は、国や県等の公的機関が業務を行う中で、作成・取得した書類（公文書）を保存・利用するための施設です。

当館では主に佐賀県庁にあった公文書の中から、特に歴史的価値があるものを皆さんにご覧いただけるよう管理しています。

県職員や研究者の方だけでなく、一般の方も多くご利用されています。例えば郷土のことについてお調べの際、当館の資料がお役に立つかもしれません。調査の手伝いもいたしますので、お気軽にご相談ください。

展示コーナーでは年三回テーマを変えて企画展を開催しています。近くにお越しになった際には是非お立ち寄りください。

江戸時代の古文書はありますか？

答え

これは「公文書館」にある「な」のですが、度々「こもんじょかん」と呼ばれることがあり、その流れで古文書についてのお問い合わせもいただきます。が、結論から申し上げますと、当館では江戸時代の古文書は所蔵しておりません。

当館所蔵の公文書は、そのほとんどが明治五（一八七二）年に佐賀県が設置されて以降のもの。他県等の公文書館では、古文書を取り扱っているところもあります。が、佐賀県では鍋島家の藩政資料等、古文書や古地図の多くは、県立図書館で保管されています。

江戸時代以前のことをお調べの場合は、県立図書館のレファレンス担当宛にお問合わせいただくか、県立図書館ホームページ内の古文書等検索やデータベースで探してみてください。明治期以降の資料等も多数所蔵されていますので、当館とあわせて利用されてみてはいかがでしょうか。



令和二年度活動報告

今年も職員の資質向上のため、国立公文書館主催で行われたアーカイブズ研修や、長崎歴史文化博物館で開催された古文書修復技術講習会に職員各一名が参加しました。

八月三十一日～九月四日：国立公文書館主催アーカイブズ研修Ⅰ

資料保存や目録作成、広報についての基本的な事項から、地方公文書館の事例やデジタルアーカイブズの運用、アーキビスト認証制度について等、直近の取り組みまで多岐にわたる講義内容が展開されました。

グループ討論ではそれぞれの館の実情を基に、広報としてさらに取り組むことが出来そうなことは何かについて「展示」「講習会等」「情報収集と発信」の三つを軸に議論を行い、大変学ぶことの多い研修でした。

八月二十八、二十九日：長崎歴史文化博物館主催古文書修復技術講習会



博物館研究員の方々から細やかにご指導いただきながら、化学物質を使用せず、資料に影響を与えない修

復方法について学びました。和本作成、裏打ち、虫損直し、紙継り作りを体験し、近世資料修復や施設の防虫対策等についてもご助言をいただきました。

八月三十一日～九月四日：国立公文書館主催アーカイブズ研修Ⅲ

「アーキビストの職務基準書」に示されているアーキビストとして必要な専門的知識の習得、資質の向上を目指し、より高度な講義が国立公文書館で行われました。講義のほかにも実習や公文書館事例研究を通して、実践的な内容を学びました。個別課題研究演習は、個別にご助言をいただける大変貴重な機会となりました。



この研修で学んだことを自館に持ち帰り、業務に生かしていきたいと思っております。

公式 Twitter はじめました



@Saga_Archives

企画展や所蔵資料について等、日々のあれこれをつぶやきます。フォローよろしくお願ひします！

ご利用案内

◎ 歴史的文書検索システム

当館に保管している歴史的な文書は、佐賀県公文書館のホームページで検索することができます。トップページにある「歴史的な文書検索システム」のバナーをクリックしてください。



キーワードによる簡易検索のほか、文書の年代・文書作成主務課等による詳細検索も可能です。

思うような検索結果が得られない、利用が困難といった場合は、メール・お電話にてご相談ください。

◎ 事前審査

文書には個人情報を含むものもあり、個人情報保護の観点から黒塗り等の処理が必要な場合があります。

要審査文書の閲覧を希望される場合、申請後、審査に一週間程度かかる場合がございます。事前にご連絡をいただくと閲覧がスムーズです。

◎ 閲覧申請

閲覧申請は、ホームページからのダウンロード又は館内受付にある「歴史的な文書閲覧等申請書」により行ってください。メール・FAXでも受け付けています。原本の劣化を



【検索システム：文書検索結果一覧画面】
閲覧希望資料にチェックを入れ、右下の「申請書作成」ボタンを押すと「歴史的な文書閲覧等申請書」の自動作成ができます。



【検索システム：詳細検索画面】
数字を含むデータを検索される際は、半角数字、全角数字、漢数字でも検索されることをお勧めします。



お車でお越しの際は、県庁職員駐車場内の南館東側、北側にあります来訪者駐車場（オレンジ色の枠で囲まれた駐車場）をご利用ください。

②④・②⑤・②⑥番のバス乗車、約十分。サガテレビ前バス停で下車。

◎ アクセス
バスでお越しの際は、JR佐賀駅バスセンターから佐賀市営バス⑥・

◎ 開館時間
午前九時～午後五時

◎ 休館日
毎週月曜日（ただし、月曜が祝日の場合は開館し、翌日休館）、年末年始

防ぐため原則としてマイクロフィルム又はPDFファイルでの閲覧となりますのでご了承ください。

《編集・発行》

佐賀県公文書館
〒840-0041
佐賀市内1丁目6番5号 佐賀県庁南館2階
TEL:0952-25-7365 FAX:0952-25-7410
E-mail:kobunshokan@pref.saga.lg.jp
詳しい情報については、当館HPへ。



歴史的な文書所蔵数（令和元年度末時点）

文書の作成機関	冊数
知事部局	17,352
教育委員会	486
議会事務局	427
人事委員会	32
計(前年比)	18,297(+612)

一般利用数（令和2年度4月～1月）

閲覧件数	見学者
167件	390人

所蔵・利用状況